

○日 時 令和2年12月4日 午前9時25分～午後0時11分

○場 所 議 場

○出席委員

3番	上 迫 正 幸	委員長	2番	眞 茅 弘 美	副委員長
4番	沖 園 強	委員	5番	禰 占 通 男	委員
6番	城 森 史 明	委員	7番	吉 松 幸 夫	委員
8番	吉 嶺 周 作	委員	9番	立 石 幸 徳	委員
10番	下 竹 芳 郎	委員	11番	永 野 慶 一 郎	委員
12番	東 君 子	委員	13番	清 水 和 弘	委員
14番	豊 留 榮 子	委員	議長	中 原 重 信	

【議 題】

議案第77号 令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）

議案第78号 令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第79号 令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）

【審査結果】

議案第77号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第78号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第79号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

△議案第77号 令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）

○委員長（上迫正幸） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

本委員会に付託された案件7件のうち、人事院勧告の関係議案を除く補正予算3件を審査いたします。

まず、議案第77号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第77号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,979万7,000円を減額し、予算総額を179億3,950万円にしようとするもので、当初予算額より23.9%の伸びとなります。

繰越明許費は、「枕崎の、ていねい・本物。」枕崎ブランド価値向上PR事業及び総合体育館競技環境整備事業の一部を令和3年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか2事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、事業進捗に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の増減と、産地生産基盤パワーアップ事業基金事業、農地中間管理事業、中学校教師用指導書等購入、補助災害復旧事業費などの増額のほか、事業完了に伴う特別定額給付金給付事業の減額と、事業不採択に伴う鰹出汁の聖地「枕崎」で鰹出汁と日本の食文化を極める旅造成事業の減額などをお願いしてあります。

今回の補正財源につきましては、県支出金2,231万8,000円、繰越金1,596万3,000円、諸収入832万4,000円、分担金及び負担金33万9,000円、寄附金1万円の増、国庫支出金4,315万1,000円、繰入金2,000万円、市債360万円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（上迫正幸） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 私は、説明資料の南浜館改修事業についてなんですけど、この内容についてお願いします。

○文化課長（中嶋章浩） 現在の南浜館の事務所スペースを拡張する工事になります。内容は、壁の撤去等による事務所の拡張、LANの配線の敷設工事が主な内容となります。

○13番（清水和弘） これは改修と書いとるけど、増築とかそういうのはないわけですよね。今回この教育委員会のほうで文化課と一緒にするというような話もありましたけど、そのことで南浜館の改修は、それとは関係ないわけですか。今度の教育委員会のほうで、保健体育課と文化課が一緒になるというような話ですけど、それとは関係ない工事なの。

○文化課長（中嶋章浩） 組織機構に伴う事務所の改修工事となりますので、新設課の事務所ということになります。

○10番（下竹芳郎） この南浜館の事務室はどちらのほうに広げるんですか。

○文化課長（中嶋章浩） 南浜館の現在の事務所横に休憩室というのがございます。その利活用ということで壁を撤去する。そして、廊下側の壁を撤去する。それに伴って、今の25平米の面

積を倍以上に拡張する工事になります。

○13番（清水和弘） 改修することによって、これは機構改革と書いているんですけど、事務室の改修、これは展示室のほうは全くいじらないということ。私は、これによってこの展示する作品数が少なくなるんじゃないかなって思うもんだから。どうなんですか。

○文化課長（中嶋章浩） 展示スペースであります第1展示室、第2展示室、市民ギャラリー、その展示室は全く手を加えるということはありません。

○4番（沖園強） 関連なんですけど、これ単独事業になっているんですが、補助事業等の検討はされたんですか。

○文化課長（中嶋章浩） これまで補助事業等、事務所の改修も含めていろいろ当たってきましたけども、これに該当する事業はございません。

○4番（沖園強） 財政課長、ないんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 今回の改修の目的が事務室の拡張です。南浜館の目的そのものとは関わりのない機構改革に伴う拡張であるということから、そもそも補助事業に該当するものはないと考えております。

○4番（沖園強） 県とか国とか当たった経緯はないんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 今回の事務室改修に伴いまして、補助事業を当たったということはありません。

しかしながら、これまで南浜館の屋根の大規模改修等がございました。その際には、文化課を通じまして補助事業の導入ができないかいろいろ検討しましたけれども、それにつきましても単独で実行したと。過疎債を活用しながら単独で実行したという経緯がございます。

○11番（永野慶一郎） 説明資料の1番ですね、雇用調整助成金申請費支援事業で増額になっていますが、雇用調整助成金の期間も延長されたということで、そういったのもあつての増額だと思うんですが、今この予算を見ると申請された事業者が五、六十件かなってような感じがうかがえるんですが、実際、今まで何件ぐらい申請があつて、今後、あとどれぐらいの事業者が申請されるような見通しなのかをちょっと教えてください。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今までの申請件数のお尋ねかと思いますが、市長の行政報告でも少し話があつたかもしれませんが、11月中旬現在で43事業者がこの雇用調整助成金の申請費の申請をしております。

12月まで国の特例措置が延長されますので、引き続き休業をされる事業所がいらっしゃれば、同じく43程度はまた上がってくるのかなと思っております。

ただ、少しずつ皆さん生産活動なり営業活動を再開されて、休業をしてない部分もありますので、全てが上がってくるということではないと思うんですが、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況によってはまた休業ということで、12月まで休業するところがあれば申請が上がってくるものと考えております。

○11番（永野慶一郎） 業種としてはどのような業種が多いですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 43件のうち30件近くは製造業でございます。ほかに宿泊、飲食等も申請をされて、またサービス業、そういった幅広い分野で件数は少ないですが雇用調整助成金の申請をされているようでございます。

○11番（永野慶一郎） 製造業の方から、よく、今従業員を休ませて雇用調整助成金を使つてという話を聞くので、業種としては製造業の件数が多いのかなと思つていたんですけども。

この助成金がまだもらえているうちはいいと思うんですが、その後なんですよ。この雇用調整助成金もう終わりますよといったその後なんですよ、その後の対策、市として、そういった業者に対する支援とか、指導とかつていうのはどのようにされているか、またどのようにお考えになっているかつていうのをちょっとお聞かせください。

○水産商工課長（鮫島寿文） 国の方針が確定されたのが特例期間の措置の延長で12月末ですが、令和3年1月以降も、2月いっぱいまではそういった動きがございます。

しかしながら、来年度のことですが、一応来年度も引き続きまた延長されるのではないかと想定もしております。その中で、国が支援する部分、それと申請費補助ということで社会保険労務士に支払う費用がまた出てきますので、そこにつきましては、引き続き国の動向を見ながら支援をしていこうかと考えております。

ただ、国のほうも雇用関係の特別会計で運用しているものでございまして、その辺を一般会計からの補填があるのかどうかも含めて、来年以降の国の動き等がまだしっかりと見えてきませんので、そこは慎重に市でも支援策を検討していきたいと考えております。

○11番（永野慶一郎） 雇用調整助成金の2度か、3度かずっと延長、延長できていて、来年の2月末までって示されたんですけども、その世の中の経済状況によっては、まださらに延長もあり得るのかなとは思いますが、それに伴ってこの申請費の支援事業も同じように続けていくちゅうことなんですけど、その後なんですよ。

ここまでですよってなったときに、じゃあコロナ前の経済状況になっているのかっていうのが、そこが疑問ですね。やっぱり経済が停滞していると、やっぱり物が動かない、物がはけないというような感じで、水産加工業の人たち、大変そこら辺を危惧している方たちも多くてですね。

今、幸いなことにこういった国とか市の支援もございますので大変助かっているとは言っているんですけども、やっぱり基幹産業ですのでですね、本市の。今後、この助成金とかがなくなった後の、そういった市の支援とか指導っていうのも大事なのかなと。

農業とかって結構、今日も上がっていますけど、いろんな助成金があつてですね、結構手厚い補償が受けられているなという感がございましてですね。

そこら辺、また市のほうで何とか対応していただくようにやっていただきたいと要望しておきます。

○6番（城森史明） 私は農地中間管理事業の件なんですけど、この件について説明をお願いいたします。

○農政課長（原田博明） 農地中間管理事業につきましては、担い手の農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進めるため、鹿児島県中間管理機構、通称農地バンクと呼ばれていますが、この機構が平成26年度に設立されました。

この機構の役割といたしましては、農地を貸したい人、農地を借りたい人の調整を行う機関でございます。農業の生産性を高め、競争力を強化していくため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化が十分に機能を発揮できるように、県、地域、市町村の推進体制を整備し、機構業務の一部を市が受託して事業推進を図っているところです。

今回の補正につきましては、機構と委託契約を結んでいる事務費の組替えと、機構集積協力金交付事業のうち経営転換協力金2件と地域集積協力金の補助金の増額による補正です。

経営転換協力金につきましては2件ありまして、268アール、40万2,000円の交付金が支払われるということでございます。

また、地域集積協力金につきましては、現在3,633アールを対象に取りまとめているところで、これにつきましては799万2,000円の交付金が充てられるという事業でございます。

この地域集積協力金につきましては、現在、取りまとめ中ではございまして、最終的には若干減額されるような状況でございます。

○6番（城森史明） この地域集積協力金、具体的な状況はどうなんですか。例えば畑がどれぐらい、そういう書類やら、関わった農家数とかその辺はどうなっているんですか。

○農政課長（原田博明） 今回、補正に上げております3,633アールにつきましては、西白沢地区の畑かん19工区でございまして、西白沢地区の西側の圃場にあります。この地区を取りまと

めていただいているということです。

この西白沢地区につきましては、今年の2月10日に農業委員会と一緒に農家と語る会を実施いたしました。この中で、地域の方々と今後の農地についての話し合いを行いまして、貸したい、借りたい、そういった取組を実施する中で、今回この地域集積協力金という交付金が出るといいう話をしながら、農地の集積をしてきたところです。

この地域集積協力金につきましては、地域で担い手への農地集積と集約化を一体的に推進しようという事業でございまして、取りまとめる農地の面積というか、活用率について交付金の単価が変わってきます。

この西白沢地区につきましては一般地域になりますので、20%から40%以下の集積の場合は交付単価が10アール当たり1万円、40%から70%以下の場合が10アール当たり1.6万円、70%以上の場合が10アール当たり2.2万円で決められております。

西白沢地区につきましては、現在のところ70%を超えている集積率になっていますので、10アール当たり2.2万円ということで、面積に対して2.2万円を掛けたところ、この799万2,000円の交付金ということでございます。

○6番（城森史明） 36町になりますよね。非常に面積的に広いんですが、担い手は認定農家ってということで、そういう縛りがあったと思うんですが、認定農家の数はどれぐらいなのか、それと要は、よそに地主がいるときの対応っていうのはどうしたのか、その辺をお願いしたいんですが。

○農政課長（原田博明） 農地の所有者に対しお手紙を送付いたしまして、相続人なり所有者の方々に貸してもいいという意向を伺って取りまとめてきました。この取りまとめた農地につきましては、先ほど言いました農地中間管理機構を通して、担い手の方に貸し借りが行われるということでございます。

今、市で把握している件数としましては、地権者が123名いらっしゃいます。この中で、耕作者が52名、この中で担い手農家と言われる認定農家等が34名と把握しているところです。

○6番（城森史明） 西白沢地区全体でどのぐらいの農地面積があるのか、耕作放棄地はどうなっているのか、その辺はどうなんですか。

○農政課長（原田博明） 地域全体の農地面積につきましては4,660アールでございます。

その中で、この地区は畑かん地区ですので、耕作放棄地は現在ないところです。

○6番（城森史明） 全体が43町あって、まとめたところが36町、あとの7町はどうなるんですか。

○農政課長（原田博明） この中間管理機構に対して同意がなかった農地と相続等で名義が変わってない、農地中間管理事業に適さない農地ということになります。

○6番（城森史明） 集積率が70%以上あったということですが、ということは、まとめた農地が何%で、その36町ちゅうのは実質の集積率は何%なんですか。

○農政課長（原田博明） この補正予算を上げた当時につきましては36町、3,633アールでございます。この時点では、機構への活用率というのは78.2%ございました。

若干、今進めている中で面積は減っているところでして、11月30日現在、3,406アールでございまして、73.3%の活用率ということになっております。

○6番（城森史明） ちょっとまだ理解できてないんですが、70%の集積をしたということですよ。その全体の中の73%が集積されて、その面積が36町ということですか。

○農政課長（原田博明） 先ほど答弁しましたが、現在、西白沢地区でそういった手続というか、地権者の方々に同意をもらっている作業中でございます。

この中で、今地権者の方々に農地中間管理機構を通してこういった集積をするということに対しての同意をもらう作業をしているところでして、当初、そういうことで上げられた面積が

3,633アールということで、現在、同意をもらう作業中ということでございます。

○6番（城森史明） 集積をした土地というのは、同意を得られた土地ということなんですか。

○農政課長（原田博明） 現在、同意をいただいた土地が、4,660アールのうち3,406アールあるということです。

○6番（城森史明） それが73%ということですよ。それと、担い手が36名おられたということなんですが、これは認定農業者ということになるんですか。

○農政課長（原田博明） 今、把握している担い手というのが34名でございます。この中には、認定農家、また基準到達者、認定農家につきましては認定申請しないと認定農家になれませんので、認定農家の基準には達していますが、申請していない方もいらっしゃいますので、その方々を含めて34名ということでございます。

○6番（城森史明） 次にですね、新型コロナで「新しい生活様式」に対応するための営業スタイル推進事業というのがありますが、この店舗・施設等改修工事費、これはどのような工事が多いんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 新型コロナウイルス対策ということで、玄関等の自動ドアであったり、非接触型のドアであったり、そしてまたトイレ等の水洗の自動化であったり、また手洗いの自動化であったり、それと換気対策ですね、そういった全般的なスペースのウイルス対策、抗ウイルス対策等にかかった費用の改修工事等の助成をしているところでございます。

○6番（城森史明） 3密を防ぐということだと思んですが、店舗を個室化したり、広くしたり、3密を防ぐためにそういう改修工事は何件あるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今、細かい工事の区分はしておりませんが、施設改修で23件ほど申請が上がってきております。業種的には飲食業がほとんどでございます。中にはホテル、宿泊施設等もございます。

施設改修の細かい内容の内訳までの仕分けはしてないところですが、トイレの自動化であったり、手洗いの自動化であったり、それと含めて換気対策もしていたり、そして物品購入の助成も11月末までしましたが、それにつきましても改修工事をしながら、また物品の購入もされた、具体的にはサーモカメラとか、そういった事業者の方もおります。

この事業によりまして休業の期間もございました飲食店もありますが、そういった中で上手く調整をしながら、居酒屋、スナック等もそういう取組をさせていただいて、ちょっと懸念がありますが、実は施設改修の工事期間につきましては、台風の影響で屋根、壁等のそういった災害復旧工事等で市内の工務店等がなかなか工事に入れないということでしたので、期間を1月末までに延ばしているところでございます。

できれば本来、年末年始の繁忙期、忘年会とか新年会の時期に間に合うように考えたところですが、そこは柔軟な対応をして施設改修につきましては1月末までの工事を対象ということで拡充して、市内の事業者には周知をできるだけ図っているところでございます。

○6番（城森史明） 私も前回の一般質問でしたんですが、安全ステッカーの件なんですが、県と市と両方あるということで、私も回ったところでは市のほうが圧倒的に多かったような感じなんですが、コロナ対策の安全宣言の店っていうのが、市のあれですよ、丸い。全体の例えば業種別にスナック、飲食店に分けた場合に何割ぐらいそういうのが貼っているのか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 商工会議所と協力をしながら、市内の飲食店、枕エール飯とかされて、一応、市内の飲食店組合等もあるんですけども、それに加入していない個々の飲食店、またスナック等もありまして、全体的なトータルの数字というのは詳細につかめないところですが、100件を超えて飲食店、スナック、居酒屋あると思うんですが、私どもに要望があって、ステッカーをお配りしたのは50件以上、60件、70件程度、ステッカーが欲しいということでお配りしております。

ただ、それをしっかり貼っていただいているかどうか確認しておりませんが、私どももちょこちょこ行ったときに見ますのは、店内に実施の宣言の項目を手書きで書いたり、また質問者がおっしゃいますとおりステッカーを貼っていただいておりますので、お配りしたのはあるんですが、実際に貼ったかどうかの確定的な数値というのは把握できてないところでございます。

○6番（城森史明） やはり、こういう事業をしていただいて、本市の全飲食店がですね、そういう安全対策の店というステッカーを貼るのが理想的なわけですが、要望としてもうデザインは変えられないと思いますが、ちょっと小さいのかなというふうに感じました。というのが私なんかこう、それを探して初めて分かるんで、普通の人が何も意識を持たないで行ったときに果たしてそれが分かるのかなっていうのもあったんで、それをやはり、もっとでかいのにすれば、まあ要望しときます。

○11番（永野慶一郎） そのステッカーの件なんですけど、飲食店等入り口に掲示板とかですね、うちの店ではこういったことしてありますっていうのはよくお見受けするんですが、ちょっと一つだけ気になっていることがあって、お店によってはですね、目の高さに見える範囲にですね、消毒、噴霧器とか、ポンプがあれば気づくんですけど、たまに低いところであって、何かそのまま入っていきこうとしたら、あれと思ってですね、こうやっぱり目に入るところじゃないとなかなか、どこに消毒するのがあるのけとかって、そんな感じのところもありますので、もしあれでしたら、ちょっと置いている台の高さを上げるとかですね、そういった御指導をしていただければと。

ステッカーを貼ることもですけど、やっぱり実践する、ちゃんとお客様にそういった消毒とかしてもらってということ、その行為が私大事なことであると思いますので、もし課長も行かれて、そういったお気づきになったら変えてもらえるようお願いをしていただければなと思います。

○水産商工課長（鮫島寿文） 委員がおっしゃいましたとおり、私も何か所か行ったときにサーモカメラの関係で、高さが低かったり高かったりして上手く作動しないとか、おっしゃったとおり、簡単なことですがけれども足踏み式の消毒液なんかもわざわざ手でして壊したりとかそういった事例もあるようです。

なかなか背の高い方、低い方、そしてまた使い方がよく分からないというのも、私も目にしておりますので、その辺は機会あるごとに飲食店の方とかには、利用者、お客さん目線でそういった対応ができるような配慮をお願いしたいということは伝えていきたいと思います。

○13番（清水和弘） 6番の鰹出汁の聖地、この事業はですよ、1,980万、これはゼロになっているんですけど、これはどういう理由なんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 9月議会で、たしか補正をお願いしたところですが、これにつきましてはおっしゃったとおり不採択ということで今回全額落としております。

少し経緯を申し上げますと、今年6月に観光庁のホームページ上に誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成における実施事業の公募がございました。庁内や関係団体と協議をしまして、7月の下旬に申請を行いまして、まだ採択、不採択が分からない中でしたが、9月の定例会に補正予算議案をお願いしたところです。

当初8月中旬には事業採択の有無、結果が通知されるということで連絡があったところですが、たしか100億の予算規模で、全体総額ですね、そして2,000万円の事業でしたので、多分500ぐらいの採択があるのかなと私どもも推測したところですが、観光庁から9月以降にその採択有無の結果が遅れて通知されるという情報が入りましたので、また問合せをしまして、なぜ遅れているのかということをお聞きしますと、応募の具体的な数値は申し上げられないということだったんですが、3,000から4,000来ていると、その審査に時間を要するというので採択の通知が遅れるということでした。

9月議会にもそのまま予算を計上してお願いしたところですがけれども、実際的には9月下旬に

不採択の連絡がありまして、その採択の案件が1次審査で300程度ということでした。本市は不採択でございましたが、また残り2次審査もあると、2次の応募の案内があったところですが、その採択時期が11月下旬になるということで、今年度の実施期間が非常に短くてこの事業をできるか判断した場合に期間が短いということで、できないのではないかとということで、今回の12月議会で減額補正を上げたところです。

非常に、100%補助事業でしたので、有益な事業ということで私ども考えておりまして、今後、この企画につきましては廃案ということではなくて、ブラッシュアップして次の機会を見据えていきたいと、また有益な国県の補助事業等があれば再度チャレンジ、トライしていこうかなと考えているところです。

○13番（清水和弘） この事業にですよ、申請を出したのは県内で7自治体かな、あったとは思いますが、この外されとるの枕崎だけじゃないんですか、違うんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） たしか県内の自治体で採択されたのは8団体だと思っております。近隣のところにも少し伺いますと、近隣も申請をしましたが不採択ということで連絡があったと聞いております。

決して私どもも、私どもの提案が悪かったとは思っておりません。不採択の理由というのは公表されないところですが、2次募集まで応募したらどうかということまでありまして、他の自治体ともそんなに遜色ない提案であったと、内々では聞いておりますが、県内の状況につきましては8団体、近隣は近いところでは鹿児島市が採択されているようでした。

○13番（清水和弘） いや、この課長が言うのはちょっと私信じられないんですよ、というのはですね、私、担当課に確認したんですよ。枕崎市だけが除外されとるわけなんですよ。

だから私は本当、どのような考えで申請したのかですね、もうちょっとこの申請、本当に県のほう、国からオーケーもらうためにはですよ、やり方もあったんじゃないかと。

ほかの6か7自治体、そんぐらいたったと思うんですけど、枕崎市だけが何でこんな不採択になったのか、この申請の方法が私はおかしいんじゃないかと思ったんですよ。

また、今後もあるみたいですけどこれ出すんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 少し見解が違うかもしれませんが、日本食、和食の根幹であります出汁を使ったモニターツアーでありますとか、いろんな企画をブラッシュアップしたもので、私どもとしては自信を持って上げた事業でございます。

枕崎市だけ通らなかつたということではなく、先ほど申し上げましたとおり採択は300ほどでした。応募はその10倍以上あったと聞いております。枕崎市だけ、落選したのではないと考えております。

○13番（清水和弘） 私が発言しとるのは県内だけのことを言うつもりですよ、国全体のことを私は言うてませんよ。私は担当課に確認に行ったんですよ、これ。そしたら枕崎だけってなりましたよ、それ。おかしいんじゃないんですか、その答弁は。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほど申し上げましたとおり自治体名は控えたいと思いますが、南薩の自治体も落ちております。そして、県の観光連盟も不採択となっております。

ですので、その内容の不採択理由等については公表されないところですが、枕崎市だけ落ちたということではないと考えております。

○9番（立石幸徳） 私は資料要求もさせていただきましたカンショの産地生産基盤パワーアップ事業ですね、この件で少し伺いたいんですが、その前にちょっとだけでいいんですけれども、一般質問の時間の関係でできなかった、やはり農業関係のこの高収益作物の次期作、これも大きな問題だと思っておりますけれども、本市で高収益次期作の交付金、運用見直しによって、影響を受ける農家の方々、あるいはその影響を受ける金額、総額というか、そういったところについては、担当課のほうでは掌握されているんですか。

○農政課長（原田博明） 高収益作物の次期作支援交付金につきましては、内容は前回の議会でも答弁しているので詳しくは差し控えますが、農林水産省から当初支援の要件に合致するものの必ずしも新型コロナウイルスによる影響を受けたとは言い難い申請が含まれていたということで、このまま交付金を支払うと農家の方々が批判を受けかねない状況になるということで、今回の見直しとして新型コロナウイルスの影響を受けた生産者を支援するという本事業の趣旨を鑑みて運用の見直しをするということで通達があり、また説明会もありました。

この内容についても申請された生産団体、また農家の皆様に対しまして説明を実施し、農家の皆様の確認を得たところでございます。

大きな見直しといたしましては、影響の度合いの大きい農業者に優先的に支払う、また前年から売上げが減少していることを確認して、支払うということでございます。当初は作物の対象面積全てで取り組めば、交付金が支払われるということでしたけれども、今回の対象面積の算定につきましては、対象期間中の2月から4月までに出荷実績がある、または廃棄等による出荷ができなかった品目に限定されました。

また、出荷期間を通じた売上げが、前年の同期間より減少した品目ごとの作付面積の範囲とするということになっております。交付申請額の算定につきましても、対象面積に支援単価を乗じた額、これは当初対象面積に対して取り組んだ面積に対して乗じた額ということになっておりました。また、売上げが前年の同期間より減収した品目ごとの減収額の合計。3番目に次期作に取り組む面積に対応した交付金の申請額、この3つの申請額のうち、最も低い額が交付申請額になるということで今回見直しがされたところです。

これによりまして、委員がお尋ねの農家で影響のあった者については、当初、この事業に公募したときに上がってきた件数というのが、お茶農家が99人でした。また、花卉農家、野菜農家、果樹農家が79人、申請をしています。合計178人の方がこの事業に対して応募、申請をしている状況です。

この中で、今回の見直しで影響があるという農家につきましては、取りまとめを実施しているところですが、現在で把握している農家数でいきますと、お茶農家が26人、花卉農家が21人、野菜農家が11人、果樹農家が26人、計84名の方に大なり小なり影響が出ているということです。

お茶農家につきましては、2月から4月までの特に一番茶の減収が多かったですので、この運用見直しの影響につきましては少なかったという状況でございます。ただ、花卉農家、野菜農家、果樹農家につきましては、2月から4月までの期間中の減収が少なかった農家や減収していなかった農家がいらっしゃいました。このため交付額の大幅な減額または交付されない方も出てきている状況でございます。

10月30日に見直しの追加措置もされております。当初、この交付金を見込んで機械の導入とか、新しい投資をした、そういう農家の方々もいらっしゃいますので、その方々については次期作のために積極的に投資をしたという事業として認められれば、この投資した額につきましては、当初見込んでいた額までは保障されるということで追加措置はされております。現在、追加措置についての説明会を今週、各生産団体に実施しているところでございます。

○9番（立石幸徳） 今現在、把握しているだけでも178人の申請のうち84人が、半分ぐらいに影響は来ているわけですね、最後に課長から説明のあった救済措置ちゅうのも、先行投資をした方々への救済措置ちゅうのも、これはまさに政治的な動きで次期作の運用見直しを10月12日に通知をして全国の農家が一斉に反発して、いろんな形で要望をしたために救済策というのも、今最後に言われた追加措置もですね、実現した。

これも今、締切りもまだ来てないような感じを私覚えているのでこの追加措置についてもですね、十分な対応できるよう、来週からですか、何か説明会を予定しているようなこともあったん

で、きちっとフォローしていただきたいと思います。

この資料のまずカンショの関係で、本日、県の農政部経営技術課の資料を見ながら、まだよく分かんのですけれども、令和2年度と令和3年度の2か年の事業になっているみたいで、近隣の市町村からもですね、この事業に対して、堆肥を施用しないところには何の恩恵といいましょうか、支援策、ないんだと。実態として本市のこのカンショ農家の場合は、堆肥を今現在使っている、使っていない、そういった中ではどういう状況になっているんですかね。

○農政課長（原田博明） まず、先ほどの高収益作物の次期作支援交付金の追加措置につきましては、今週説明会を行っています。公募締切りも12月いっぱいということで延長されていますので、十分説明して対応できるように準備していきたいと思っております。

今、御質疑のカンショ農家が堆肥を施用しているのかどうかということですが、基本的にはあまりカンショ作には堆肥は施用していないのが現状のようです。ただ、全く施用していないということではなくて、定期的に施用はしていますが、毎年堆肥を施用している状況ではないと伺っています。

カンショにつきましても、他の作物との二毛作の場合もありますし、青果用等の場合もありますので、全てがそうであるということではなくて、焼酎用、でん粉用に関しては頻りに堆肥を施用している状況ではないと把握しております。

○9番（立石幸徳） 専門的なことなんですけど、堆肥を施用するのと、基腐病の防止、この関係は何かしっかりした科学的な根拠みたいなのはあるんですか。

○農政課長（原田博明） この事業につきましては説明資料にもありますが、国が行っています産地生産基盤パワーアップ事業生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開を実施していくというこの事業を活用しての取組でございます。

県内の農地につきまして、地域とか品種、品目によっては地力の低下が見られる。こういったことで、まず基本的な土づくりを実施していきましようということで取組が行われています。

近年拡大しているサツマイモ基腐病の対策として、まず地力を増進しないと抵抗力がないのではないかとということで、栽培基本技術の基本である土づくりから皆さんに徹底していただくということで、県も堆肥施用の事業を今回取り組んだということでございます。

堆肥をすることで基腐菌が全くなくなるのかということについては、まだ詳しい実証はされておきませんが、一つの対策として、この土づくり、地力の増進を対策に取り入れてくださいということで取り組んでいこうと考えています。

○9番（立石幸徳） 私ははっきりいって、農業はど素人なんですけれども、土づくりなんかちゅうのは、はっきり言って今に始まったことじゃないんじゃないですか。

まず、その一番基盤になる土づくりをするのは、当然ちゅうと言い方もおかしくなるかもしれませんが、要は、はっきりいって基腐対策がしかつと、何ていうんですかね、何をどうしたらいいか分からんから、そういうのをやりましようみたいな事業に私は聞こえて仕方がないんですけどね。

その近隣のカンショ農家から教えてもらったのは、結局、今度は堆肥を施用しない、使わない農家には何の支援もないんだということで、この事業に非常にある意味で疑問を持っているような方もおられましたけども、その辺についての声っていうのは、担当課のほうはどういうふうにつかんでいるんですか。

○農政課長（原田博明） 今、質問者からありますように、農業にとって土づくりというのは基本的なことですので、農家の方々もいろんな手法で土づくりを行っていただいていると思います。

例えば緑肥を作付するとか、他の作物を作付して地力を増進するという場合もございます。堆肥の施用により地力を増進しようと考えている農家の方々、このような事業に取り組んで、再

度土づくりを実施しようと考えていると思います。

また、堆肥をせずに土づくりをしていこうという方々につきましては、先ほど言いました緑肥を作付するとか、他の作物を作付して地力の増進を図るということで、先日の一般質問でも答弁しました国の補正予算でのかんしょ重要病害虫対策事業、もしくは県の基金事業で土壌消毒とか、他の作物を作付するための転作交付金、こういったことも実施していますので、いろんな取組をする中で、もう一回栽培基本技術に戻って取り組んでいただくということで考えております。

○9番（立石幸徳） 私は、これは本市に対してっていうより、農政全般の大きな課題になっているんじゃないかと思うんですけど、そこへ本市がどういう形でやっぱり声を上げるかちゅう、その大事な、極めてもうある意味では瀬戸際にきているような感覚になっているんですけども、要は今、農政課長の説明にもありました、例えば転作、あるいはその畑を一旦休ませるという休作といいましょか。そういういろんな取組に対しても、支援がなされているみたいなんです。

ただ、この基腐病については、これも一夜漬けですけど、ずっと南のほうから、近年ではこの南九州一円で終わっていたのが、どんどん上のほうに上がって九州一円に広がって、場合によっては中国地方までかかってきている。

温暖化の関係でどんどん基腐病自体が上のほうっていいましょか、北部のほうに行ってる。そういう温暖化との関係っていうものも、何か全般的な農政の中では言われているんですかね。

○農政課長（原田博明） このサツマイモ基腐病につきましては、平成30年12月に発生が確認されたということで、令和元年、本年度、様々な取組を行ってきたところです。

委員が言われるように、以前はアメリカや東南アジアでもこの病気があったということが確認されているようです。平成30年から宮崎県、鹿児島県の大隅地域、南薩地域で発生が確認されたため詳しい分析ができていないところもあります。

そのために、昨年から様々な取組を実施して、どれが一番効果があるのかということで取り組んできましたけれども、本年も各地域で被害が拡大したということで、今回は実証圃も拡大して様々な取組を実施していく中で、どれが一番効果的かということの一つ一つ潰していくという作業をしていかないといけないということで、国も生産団体も各機関も取り組んでいる状況でございます。

○9番（立石幸徳） 一般質問の中で、10月28日でしたが、大隅のほうにこのカンショ対策のプロジェクトチーム、PTができた。南薩の対策のプロジェクトチームは、まだ新聞等の報道には出てないんですけど、南薩も大隅と同様にそういった組織が立ち上がっているんですかね。

○農政課長（原田博明） 一般質問でも答弁しましたが、令和2年10月28日に南薩地域のサツマイモ基腐病対策プロジェクトチームを設立したところです。大隅地域につきましては、その前日だったと記憶しています。

○9番（立石幸徳） そうしますと、その南薩のPTには、本市はどのような関わりを持ってるんですか。

○農政課長（原田博明） このプロジェクトチームにつきましては、国、県、市、研究機関などが、行政機関として入っております。また、JA、でん粉工場、酒造メーカー、集荷業の方、仲買人の方など関係者が一体となって、このプロジェクトチームを設立しました。

その中で、作業部会を設置しまして、次期作に向けた取組の検討、それから各市にモデル実証地区を設置して、先ほど言いました様々な取組を実施して検証していくということでございます。こういったことで情報の共有に努めて、一つ一つ問題解決に取り組んでいくということで考えております。

市としましては、モデル実証地区を設置するときに、生産者と実証圃を設定するところを一緒に話し合っ、その中で、ここはどのような取組をしましょうということで関わっていくことになると思います。

○9番（立石幸徳） 最後にしますけど、本市のモデル地区は1か所じゃない各箇所にもそういうモデルになるような圃場があるんですが、本市のモデル地区というものについて、もうちょっと正確に教えていただきたいと思います。

○農政課長（原田博明） 本市といたしましては、カンショ生産の盛んな俵積田地区、別府畑かんの17工区に、通常は1筆、2筆で実証圃をつくるのですが、今回は1区画で、まだ何町歩いていうところまではいっていませんが、広い区画で実証圃を設定して、その中で、その圃場ごとにいろんな取組をしていくということで考えております。

○委員長（上迫正幸） ほかに質問のある方の挙手をお願いします。
ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時43分 再開

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

○6番（城森史明） このパワーアップ事業の資料にもありますが、この基腐病の菌があるかどうかの土壌診断っていうのはできるんですか。その農地に、その糸状菌ですよ、その糸状菌がある、なしの土壌診断っていうのはできるんですか。

○農政課長（原田博明） 土壌分析、土壌診断で基腐菌があるかどうか確認できるかはここでは答弁はできませんが、土壌分析の中では難しいかと思われま。

○6番（城森史明） コロナ菌もはっきり分かりますよ。ですから、多分、土壌診断で、土壌分析で分かるんじゃないかと思うんですが、それができたら、それが可能であれば、対策がやりやすくなるので、それは確認をお願いしたいと思います。

○農政課長（原田博明） この支援事業の中に罹病検査キットも含まれています。苗とか種芋での菌があるかどうかという検査はこの検査キットでできます。

土壌についても、検査キットを使って診断することは可能か確認したいと思います。

○6番（城森史明） その事業については、何らかの事業は、その助成とか診断とかその辺はないんですか。それはしないんですかね。

○農政課長（原田博明） 国のかんしょ生産性向上緊急支援事業と県が造成したカンショ勘定についても、事業の中に種芋及び苗の罹病検査は含まれております。

○5番（禰占通男） 基腐病についてですけど、先ほど圃場ごとに試験的な試みを試すということでしたけど、昔から芋と相性のいい作物っていえばイネ科ということだったんですけど、そういったものも含まれるのか。

今、6番委員からあったように、土壌の検査、そういったことを科学的に分析して試すのか。そういった作物の相性っていうことなんかも考えているんですかね。

○農政課長（原田博明） 転作をするのに、今言われたようにイネ科の作物、もしくは飼料作物、こういったものを植えることによって基腐菌が減ると、菌密度が減っていくということは実証されていますので、そういった取組をこの事業の中でも進めています。とにかく基腐菌の菌密度を減らしていくということが一番重要なことになると考えていますので、そういったことの実証も行っていくということです。

○5番（禰占通男） 燕麦を含めてイネ科ということは、冬を目がけて作付するわけでしょう。芋とは真逆ですよ。

そして、籠原地区のあそこら辺なんかは青果用の食用芋を作っているところなんか、以前は燕麦とかもずっと作付していたんですけど、ここ数年見かけないから、青果用を作らないのかどうか分からないけど、やはりいつも作っているときは道路を通ると燕麦等を植えてあるところが、大体種芋に取るというようなことだったんですよ。

効果はあると思うんですけど、そうしたことも、昔ながらの方法とかも土壌の試験と組み合わせ

たりしたら、私は効果が上がるんじゃないかと思うんですけど、そういった取組についてはどうなんですか。

○農政課長（原田博明） 先ほども申しましたプロジェクトチームの中に、県の農政普及課の技術職員、また県の試験場の職員、JAの職員、こういった専門の職員も入って、委員が言われたようなことも踏まえて、様々な取組を実施していくということで準備をしているところです。

○4番（沖園強） 忌地現象と言えはいいんですかね、この基腐病も一つだと思うんですね。出ているように、イネ科植物あるいはほかの転作による輪作体系というものが非常に重要だと思うんですね。昔の農法であれば、そういう輪作体系で地力アップにもつながっていると。そうすると、その中で転作奨励をしている作物は何品種ぐらいあるんですか。

○農政課長（原田博明） 転作の作物につきましては、何を奨励しているということではなくて、収益が上がる作物でも別に構いません。大根、ニンジン、キャベツなどの作物を作付しても構いません。

ただ、そういった作物を作付するには経費も必要になるので、燕麦とかの飼料作でもいいです。ただ、耕作放棄するのではなくて、とにかく他の作物を作付して菌を減らしてくださいと説明しているところです。

○4番（沖園強） 今まで本当大変な御苦労をなさっていると思うんですね。手厚い補助事業等もごさいますし。そういった中で、関係作物の輪作とか、いろいろ昔を思い返してですよ、今非常に機械化が進んで合理的な作業をやっているんですけど、そればかりでは済まないような状況なのかなと思っております。

そこで、この対象作物がこのパワーアップ事業で原料用サツマイモってなっているんですけど、加工用は何かそういう対策は取ってないんですか。

○農政課長（原田博明） 基本的に原料用サツマイモということでこの事業を進めています。今、応募のある農家の方々のサツマイモにつきましては、ほとんど焼酎用、もしくはでん粉用の原料用のサツマイモでございます。

加工用、青果用サツマイモにつきましては、この事業の対象にならないということではなくて、広くサツマイモを作っている圃場で取り組みを対象にするというふうには考えているところです。

○4番（沖園強） 対象にはなると、青果用も。

○農政課長（原田博明） 対象にさせていただくということで、申請したいと考えています。

○4番（沖園強） それと、今年度産のカンショの状況を見れば、特に焼酎用ですかね、原料不足を来していると思うんですね。次期作に向けて、ウイルスフリー苗、そういった部分にも補助事業があるんですけど、その確保はできるんですかね。

ウイルスフリー苗を奨励しても、そのウイルスフリー苗を生産する、例えば企業名を出して申し訳ないんですけど、薩摩酒造がやっていますよね。そういった農家はいるんですかね、どうなんですか。

○農政課長（原田博明） ウイルスフリー苗につきましては、川辺の試験場ですとか、各機関で苗の増殖をして、ある程度確保できるように準備を進めていると伺っています。

農家の方々もそのウイルスフリー苗をある程度仕入れて、そこからまた増殖していくということにもなっていきますので、今のところウイルスフリー苗が不足している状況ということは確認していないところです。

先ほど、焼酎用原料について確保が大分厳しかったというような御質疑もありました。当初の計画でも1割ほど原料調達の数量を減らしていると伺っていました。

この中で、逆に焼酎用原料が足りないという状況になったということで、ある程度、当初減らされた分の焼酎用原料につきましては、でん粉用原料のほうに回すということで契約をしたところですけども、その分をまた逆に焼酎用原料のほうで調達したということで、今年の操業分は

確保はできたということで確認しております。

○4番（沖園強） 今年は何とかしのげたということなんですけど、私たちが心配しているのは、次期作ですよ。そうすると、品種的に基腐れに強い品種ってというのは何と何があるんですか。

○農政課長（原田博明） でん粉用カンショについては、現在推奨しているのが、「こないしん」という品種でございます。

焼耐用カンショの黄金千貫に変わる品種ということに関しましては、国県が推奨している品種というのはまだ今のところは具体的には出てないところです。

それと、先ほど言いましたこの病気の一つの要因である連作障害について、今回の事業でも他の作物に転作することによって、来年の次期作の原料が足らなくなる心配も出てきますので、できるだけ農家の方々には他の作物を作っていた畑と交換して、引き続き今年作っていた分は確保していただきたいということで、その分に対しても、転作奨励金も、次期作支援2万円の補助に対して実施するというので、合計5万円支援が出るということで推奨しているところです。

○4番（沖園強） この資料にありますように、事業内容として牛ふん堆肥っていうふうなふうにうたっているんですけど、カンショの場合、鶏ふん等を使い過ぎると、つるぼけでむしろ収量がないと。そうすると、野菜農家あるいは畜産農家の圃場ではなかなか難しいだろうということになりますよね。その辺が非常に難しい作業になっていくかと思うんですよ。

そこで、お尋ねしますが、説明資料の4番なんですけど、今のこのパワーアップ事業に関連してなんですけど、結局、補助事業の採択要件として圃場の利用権設定がまず前提になってくる部分があるんですよ、次期作にしても。そうすると、令和2年度と3年度の予算はここに計上されておりますが、筆数的にその利用権設定がどのぐらいあったもんですか。

○農政課長（原田博明） 利用権設定の要件のことですが、高収益次期作支援交付金につきましては、申請する農地は自分の畑である、もしくは利用権設定をして借りていることが条件です。

農家台帳に記載してある農地ということですが、このかんしょ重要病害虫対策事業につきましては利用権設定が要件にありませんので、事業を進める説明会の中でも相対で貸し借りをしている分については、できるだけ農業委員会で利用権設定の手続きをしてくださという説明をしています。ただ、カンショの次期作対策の要件にはその利用権設定はないところです。

○4番（沖園強） ただし、その一筆ごとの圃場による収益もやっぱりこういう算定基礎になっていくわけでしょう。ということは、どうしても利用権設定か農業委員会を通しての証明が必要になってくると思うんですよ。

できれば、その利用権設定という集積率を上げていかなすまんということで、その辺は把握されていないんですか。

○農政課長（原田博明） 今回のこのカンショの次期作支援事業については、申請する圃場がかなり多くの筆数になります。国といたしましても、この申請については農家の申告でいいと、確認については必要ないということになっていきますので、先ほど言いましたように、説明会ではできるだけ利用権設定をするように指導はいたしますけれども、上がってきた農地の詳細な確認というところまでは、現実的にできない状況でございます。

○4番（沖園強） 農家の申請でいいということで、どうしても行政事務としては、担当課としては農地台帳等で当たっていくんですけど、非常な事務量だと思うんですよ。

そこで、私ちょっと気になるのが、予算書の29ページの会計年度の各種手当の職員手当の内訳で、時間外勤務手当ちゅうのが全然計上されてない。

昨夜も私ちょっと市役所の前を通過して、ほとんどの各課の電気がついたままであったと。残業していると思うんですよ。その職員の健康管理という面からもお尋ねしているんですけど、高収益次期作のときにも非常に利用権設定等が多くて、今回のこの予算書には農地費が上がってないですから、農業委員会は出席していませんよね。そういう職員の健康管理という部分で、こう

して時間外勤務手当が発生する予算になってないということで気になるんですよ。その辺は総務課長としてはどう把握されているんですか。

○総務課長（本田親行） 29ページに会計年度任用職員の給与費明細ということでお示ししてございますけども、職員のことをございますか。——職員の時間外勤務手当につきましては、年間を当初予算に計上して、第9号補正においてもマイナス補正を行ったところでございます。

マイナス補正というのが、国体が中止になったという関係での補正でございましたけれども、その予算の枠内の中で、時間外手当の分は支給しているところでございます。

○4番（沖園強） このコロナ禍で、特殊要因があると。職員がサービス残業をするようでは、また健康管理の面からもよくないなと気になっているんですよ。

それと、行政サービスを向上させるということで、非常に好意的に私は受け止めているんですけど、例えばマイナンバーカードとか、税徴収とか、時間外に対応したり、日曜、祝日、休日に対応したり、いろいろ取り組んでいるんですけど。その辺の影響額というのはどのぐらいあるものですか。

○総務課長（本田親行） 土日の勤務につきましては、振替で対応しています。例えば4番委員からもマイナンバーの関係がございましたけれども、確実に休んでいただくようお願いしているところでございます。

年間を通した、それぞれ年度途中で特殊要因、高収益作物の事務についてもそうですけども、特殊要因は出てくるとは思いますけれども、全体の枠で、当初見積もった中で支給を行っているということでございます。

○4番（沖園強） 確認ですけど、そのサービス残業とかそういったのは見当たらないと確認しているんですか。

○総務課長（本田親行） 5時15分が過ぎても庁内に残っている職員というのはいます。そこがサービス残業なのか、なかなか区分をするところは難しい面もございますけれども、業務であれば時間外の申請はきちんと行った上で業務を行ってくださいということでは申しているところでございます。

○4番（沖園強） 我々としては把握のしようもないんですけど、今回のこの次期作にしても、今度のパワーアップ事業にしても、非常に一時的に集中するんですよ。そこに、やっぱり人員配置っていうのは、私は必要だと思うんですけどね、臨時でも、ということで要望に替えておきます。

○8番（吉嶺周作） 説明資料の事業者応援資金支給事業の件なんですけれど、申請見込件数が1,232件に対して850件、率にして約70%で7割になっているんですが、今回の補正の中で、一番大きな減額の部分になっていると思います。

そこで、この対象月が当初、7月、8月をしていたと思うんですが、それが延長になり、現在どうなっているのかちょっとお伺いいたします。

○水産商工課長（鮫島寿文） 当初、本市で感染症の方が確認されたということで、議会にお願いしまして、7月、8月、2か月を対象としたところでした。

そのときに説明申し上げましたのは、7月に非常に休業ということで、食堂、レストラン、スナック、そういったところも休業されているところが多いということで、一月多めに8月までということで対象月としたところですが、現在、第3波と言われるような流行の拡大が止まらない、収束が見えないということで、業種によっては、やはり需要の低迷であったり、かつおぶし製造業においても販売不振であったり、そういったものが長引いているということで、今後も引き続き事業者には大きな影響が出ているということを判断いたしまして、売上げの減少月を雇用調整助成金も12月までということで延長もありましたので、ここも少し長めに取ろうということで10

月に判断をいたしまして、対象月を12月まで延長をして、今交付しております。補正で減額をしておりますが、当初、最大値ということで1,232ということで上げましたが、現在の状況は600件を超えて申請が出ているところでございます。

○8番（吉嶺周作） 600件を超えてということは、半分の方が受給というか、申請されると思いますが、残りの半分の方もですね、申請できなかったり、申請してない方や要件を満たさない方もいると思うんですが、その7月、8月からのスタートじゃなくてですね、前倒しでですよ、令和2年度ということで、4月、5月、6月も対象月に入れていただきたいという事業者からの要望もあるんですが、その辺は検討できるんですかね。

結局、6,300万が有効に使われてないわけですよ。余っているという言い方といたしますか、これをもう少し事業者の困った方々にですね、受給できるような形にするには、4月、5月、6月も前倒しで対象月に入れていただければと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 市の方針としましては、雇用調整助成金の申請を促すための申請補助であったり、こういった事業者の応援資金と申しますのは、国の持続化給付金100万、200万、こういったものをまずは利用いただくということで、資金繰りといいますか、経営の糧としていただければと考えているところです。

また、国のほうでは、ほかにも家賃の補助であったり、本市も家賃補助がございますが、まず国のそういった支援を見ながら、そして家賃補助につきましては、国よりも早く本市は取り組んで、固定費の一部の補助ということで取り組んだところです。

そうした中で、今現在におきましては遡って、4月、5月、6月、そこにつきましては、当初、国が持続化給付金ということで、支援の大きな取組がございましたので、そこについてはそれに対応いただければなど、そして私どもとしましては都市部と地方、今でもやはり感染の状況が地域によって異なっております。

そうした中で、今ある内容としましては4月、5月の全国的な緊急事態宣言もございましたが、やはり7月、8月に御承知のとおり、本地域でもそのような外出自粛、そしてまた飲食店等の休業等がございましたので、そこを見越しての緊急的な支援ということで考えたところです。

委員がお尋ねの4月まで遡ってとか、中には私どもも2月、3月ぐらいから影響が出て、そういった部分につきましては、もう一方の地域の事業者の資金繰り調整という意味では、コロナ関係の緊急経営対策資金とか、セーフティーネット、そういったものも百四、五十件相談がありまして、ほとんど融資実行されている案件でございます。

そういったいろんな総合的な国県、そして本市の支援策を総合的に御利用いただいて、支援につなげていただければなど思っているところです。今の段階では、4、5、6月まで拡大ということは考えていないところでございます。

○8番（吉嶺周作） 国や県の助成事業だったり補助事業は、そっちが決めることですから十分分かるんですけども、この事業者応援資金だったり、タクシー利用フードデリバリーとか、こういった事業は本市独自の事業じゃないですか、本市で、独自で変えていいわけですよ。

しかもこのタクシー利用の見込みが4,000件で、実績は約400件、あまりにも市民の方に浸透していない事業だったんですよ。その辺を今後、そのお金が残って減額というわけじゃなくて、使い切るぐらいですよ、今やるべきだと思うんですよ、その辺についてお願いします。

○水産商工課長（鮫島寿文） 全体的な地方創生臨時交付金の利用を考えて、今回財政とも協議をしながら、他の事業とも調整の上で柔軟にこの交付金事業を活用したいと思っております。

まず、事業者応援資金の支給につきましては、近隣でも事業を完了しているところが多いです。期間をやはり限ってこういった事業をしております。

私が聞いた中では、本市は1,232件を当初見込んで大体マックス組んだんですが、他市はやはり3割弱の申請交付にしか至ってないと。やはり100%の事業者があった場合に、報道等であり

ますとおり地方によって地域で違いますが、約2割から3割はコロナの影響がない、もしくは巣ごもり需要、内食需要でスーパー等においては売上げが伸びているところもございます。

そうした中で、昨今の景況判断、そういうのを見ますと、やはり幾分か持ち直し、回復の兆しがございますので、そういったことで必要なものに今回の新型コロナウイルス交付金事業で、水産商工関係（1）から（7）までございますが、柔軟に対応して必要な部分に予算を組み替えていくということを主眼に置いております。

もう一つは、タクシー利用フードデリバリー支援事業につきましては、これは九州運輸局ですかね、そこの救援事業ということで、市内のタクシー事業者2社ございますが、そこと協議をして、飲食店並びにタクシー事業者の利用促進も含めて、販促の意味で実施をしたわけでございますが、これにつきましてはタクシー事業者のほうから運輸局に5月末から7月31日までの限定ということで認めていただいた事業でございます。

その中で、1日50件を見込んだんですけども、やはり私どもは事業者とお話をする中で、利用の実績が少なかった要因としましては、事前の市場調査の時間もなかったんですが、4,000件とした数値の根拠としましては、デリバリー事業が、出前ですけども、こういったものが最大限、マックスとして使われたときには4,000件であろうと設定したところですが、実際は1日数件にとどまっております。

利用者の方、デリバリーのニーズ、そういったものをお話しましたら、やはり校区ごとに言いますと、枕崎校区が半分程度を占めております、利用者ですね。

そうした中で、出前を頼むという文化、デリバリーという文化、やはり地域によっては差があったり、またタクシーでわざわざ出前を持って来てもらおうと、そういうのが近所に対してどうなのかなという声も実際聞いております。

ただ、私どももですけども、市役所含めて今でも市内飲食店等のお弁当をうちの水産商工課も今日頼みますが、そうした中で事業者によっては非常にありがたい取組だということでお褒めもいただいております。

また市民の皆さんも、今まで知らなかった市内飲食店の料理のバラエティーがあるところとか、また初めて食べたとかそういったことで飲食店のもちろん販促効果になりましたし、住民へのそういった少しデリバリーの意識も上がったのかなと、一定の評価をしているところでございます。

私が答えるべきか分かりませんが、予算の組替えといいますのはやはり必要な部分に県内のこういった事業所応援資金支給事業について5割を超えるような申請があったというのは本市ぐらいではないかと考えております。

今回、やはりどうしてもいろんな意味で製造業、また農業、漁業も御承知のとおりコロナの影響が幅広く出ておりますので、売上減少の幅もありますが、15%以上減少したところが現在のところでは5割を超えて申請があり、交付をしているという状況でございます。

あと12月までの期間としておりますが、やはり今、県内でも第3波ということで少し出てきておりますので、引き続き状況を把握しながら事業的には続けてまいりたいと、今後の検討課題として今、委員の意見も承っておきたいと思っております。

○8番（吉嶺周作） 今、第3波が猛威を振っているんですが、来年いつコロナウイルスが収束するか、まだ見通しが立っていませんよ。そうなってくると当初予算にもまたこういった助成金だったりですよ、補助金を予算編成していかないといけないと思うんですが、そのときにはですね、市民に対してだったり、また事業者だったりすると思うんですが、受給できやすいような要件をつけて事業を編成していただきたいと要望しておきます。

○5番（禰占通男） 7番目の小中学校施設管理費のタイムレコーダーなんですけど、この超過勤務ということの管理になるわけなんですけど、これ誰が管理するんですか。

○教委総務課長（宮原司） タイムレコーダーは学校に置きまして、各自がカードを持ってタッ

ちするような形で時間を記録するものでございます。

○5番(禰占通男) 記録、個人がタイムカードを使ってもその管理をしないと何にもならないわけでしょう。その管理を誰がするのかちゅうことだけど。

○教委総務課長(宮原司) 今回の導入の背景について、若干御説明を申し上げたいと思います。

教育委員会におきましては、教育職員の長時間勤務を改善するため国や県のガイドラインを参考に教師の勤務時間の上限に関する方針を策定し、学校における業務の削減や勤務環境の整備を進めることとしており、その取組を進めていく上で不可欠となるのが勤務時間の適正な把握となることから、在校時間を客観的に計測できるタイムレコーダーを導入するものでございます。

在校時間の客観的な把握につきましては、校務用パソコンに校務支援ソフト等を導入し、パソコンを立ち上げることによって、記録する方法を導入している自治体もあったところですが、本市ではこれまでの聞き取りなどによって、出勤し、すぐにパソコンを使用しない教育職員もいたことから、教育職員が在校している時間を計測するためにはタイムカードのほうが確実であると考え、県の教育委員会も採用している機種を今回のタイムレコーダーとして導入したいと考えているところです。

○5番(禰占通男) そうすると、もう時間の管理というのはもう個人に任せるといいますか、対象者は教師なんだけど。

○教育長(丸山屋敏) 管理というのがちょっと分からないんですが、要はそれぞれの教職員が1か月どのくらい働いたのかという勤務時間を表示する管理ですね、オーバーした場合は、それにならないように学校長が毎月管理しているんです。

働き方改革の指針にも1か月に45時間を超える残業にならないような勤務にきなさいということがありますので、それを超えないように指導をしていくということです。

○5番(禰占通男) 今年は小学校、中学校、パソコン、タブレットも9号だったか、あれに一応予算化されたんだけど、やはり今までにない授業というのが入ってくるわけでしょう。

そしたら使い慣れた若い教諭は比較的簡単にこなせるだろうけど、そういった年配の方、不慣れな方はあんまりいないと思うけど、そういった方はやっぱり授業、いろんな準備とか時間がかかると思いますよね。

そういった場合、時間が超過して、結果的に今、タイムカードを設置するのは、管理するのはいいんでしょうけど、結局は学校でできない分はもう家に持ち帰りするしかないわけでしょう。まあ言えば授業の準備というのにも必要だと思うんですけど、そういう、それに対する支援、支援員とかいろいろ考えられると思うんですけど、そういったことはどのようになっているんですか。

○教育長(丸山屋敏) 文科省の通知では、持ち帰り残業は原則行わないでくださいというふうになっているんですね。そして、今働き方改革の中で業務改善という言葉が盛んに出てきているんですが、業務改善というのはやはり限度があるんですね。要するに人がいないと仕事量を減らしていても、もう学校では時間を超えてもしなければならない仕事はあるわけです。

そこで、私どものほうでは、今年度はスクールサポートスタッフ、テストの印刷とか、あるいは文集の作成とか学校の教室の設営とかそういうことで、全ての8校に配置してもらっているんですね。これは枕崎市の予算ではなくて、県の予算でやってもらっている。

だから、そういうことで教師が今までやってた仕事を幾らかそういう人たちにやっていただいて、仕事の改革に努めているところです。

○5番(禰占通男) 進んでるところでは教諭1人で授業を見るんじゃないじゃなくて、複数で見たり、あれでしょ、予算が潤沢な自治体ですよ、そういうところはやっぱ、そういうのはあったり、そしてやっぱり授業の準備を手伝ったりというのものもあるそうなんだけど、本市としてはタイムレコーダーを導入する、時間も超過してくる、授業の準備もままならないというのが出てくるか分かりませんよね、進めていくうちに。そうした場合、そういった教育長も言いましたけど、やは

り教諭を補佐する方法ですよね、本市独自の。やっぱりそういうのも必要だと思うんですけど、どうなんですか。うまく進めばいいんだけど新しい年度に、もうあと3か月しかないんだけど。

○教育長（丸山屋敏） スクールサポートスタッフを今雇用しているんですが、これ県の予算でやっているんです。ただ、新たにいろんな事業をやっていくとなると、やはり財源が限られておりますので、そこは財政課とも協議をしながらやっていかなきゃならないと思います。

ただ、私どもが学校でお願いをしているのは、職員がなかなか帰らない。つまり、自分が一番最初に帰りづらいという雰囲気もあるというんですね、そういうことですので、教頭先生方にもう仕事が終わった人は帰ってくださいねということをお願いしております。

また、私も警備保障会社がセットして、最初に学校に入った人、それから最後に帰った人っていうのが教育委員会にもきますので、遅い学校についてはチェックをして、何でこんなに遅いのかということを指導しているところです。

ちなみに、学校差がありまして、もう5時半頃にはほとんどいない学校もあります。先生方が、やっぱり8時頃まで残っている学校もあります。そして、そういう差がありますので、遅くまで残っているところは、校長、教頭を通して指導をしているところです。ただ、一般的には教頭先生が最後まで残っているということで、ほかの先生方はそんなにまで残ってないというのが現実です。

○5番（禰占通男） 最後にしますけど、今教育長が言うように、帰る、帰らない、職場の雰囲気もあるだろうけど、やはりそこを誰かがちゃんと管理して、超過前になったら注意を促すとか、やっぱりその方法も必要だと思うんですね。それは教育委員会のほうで対応を取ってほしいと要望しておきます。

○13番（清水和弘） 今、私も以前、市職員のほうにですね、タイムレコーダーを絶対設置すべきだと、労務管理のためにですね、過重労働とかいろいろ言われとるわけですから、ほんとやっとなんか教育委員会のほうでだけ、タイムレコーダーが設置されるのかなと、私は本当これは絶対必要なわけですよ、これ。

過重労働を考えた場合にということですよ、総務課のほうはタイムレコーダーの設置などは考えてないですか。

○総務課長（本田親行） 以前、13番委員が申されたようにタイムレコーダーの関係の質問がございました。そのとき28年9月時点での調査結果を申したところです。

19市のうち14市については、設置の検討も考えてないというようなアンケート調査結果であったと申しますか、本市におきましても、出勤については各課で各課長が出勤簿によって管理しております。

また、平日の午後6時以降、土日、祝日についての入庁、退庁については、時間外を出した場合もそうですけども出入口を宿直室の横の一つに絞っておりますので、そこでしっかりと管理できているものと考えております。

そういうことを申しましたけれども、その考えについては現在も変わってないところでございます。

○13番（清水和弘） いろんな職員もおるんだろうけど、やっぱりタイムカードを押すということですよ、これは明確になると思うんですよ。今の労働時間だったら、ファジーな部分は分かるんじゃないかと思うんですよ。

だから、一部では長時間労働になっているんじゃないかとか、そういう問題も出てくると思うんですよ。タイムカードを押すことによって労働時間が明確になるわけですからね、これはもう早急に私は設置すべきだと、これはもう要望にしときますよ。

○6番（城森史明） タブレットの導入ということなんなんですが、それによって教育ていうのがどのように変わるもんなんですか。

○学校教育課長（満枝賢治） 1人1台のタブレットの整備ということで、今進めているところですが、これによりまして各子供たちが1台ずつ持つこととなります。

この事業を進めるに当たっては、それぞれが行っている内容を教師がしっかりと把握することができます。今まで一斉型の授業になりますと、子供たちがしっかり聞いているのかどうかっていうのも分かりませんが、タブレットで作業していきますので、この子はやっている、やってないというのも分かってきます。それと、いろいろなソフトもありますので、子供たちのニーズに合わせたドリルとか学習問題とか、そういうものを使って授業を進めることができるようになります。

ですので、今私たちが進めているのは、1人1台端末タブレットを使った授業を教師自身がしっかりとできるようにはなりたいと、まずそこから始めていきたいと考えております。

○6番（城森史明） 私なんか思うのは、例えば小学校1年から小学3年まで供給されるわけですよね、そうしたときに例えば小学校1年生、2年生、3年生が果たしてそれを活用できるものなんですか、そういうふうに各学年、年代に応じて教育をそういうソフトみたいのがあるんですか。

○学校教育課長（満枝賢治） 学年に応じた物、ソフトといいますか、内蔵されておりますので、授業の中で使う教材等にも関連したものになっておりますので、そこにつきましては使い方も指導しながら、子供たちにやはりそこは触らしていくと、段階を追ってそういう技術を高めていくということになっていくと思います。

○委員長（上迫正幸） 6番委員、タブレットの件は今回の補正にはない案件ですので、「いや、予算化しているんじゃないんですか」と言う者あり）9月補正でやっています。（「何て」と言う者あり）9月補正でした。タブレットは9月補正です。

○6番（城森史明） そして、あれですよ、ICT教育というのがありますよね、その一例かなと思うんですが、パソコン導入もかなり進みますよね、パソコン機器の導入も小学校に進みますよね、実際パソコンは今何台導入されて……いや、それはいいです。

パソコンとの関連ってというのはどうなってくるのか、それでICT教育自体がどういうふうになっていくのか、その辺はどういうことになるんですか、タブレット導入することによって、さらにICT教育が進むと思うんですが、その辺の関連、そして最終的には教育がどういうふうに変わっていくのか、ICTっていう形で、その辺はどうなんですかね。

○学校教育課長（満枝賢治） 既に学校にパソコンが入っている状況もあるんですが、この1人1台タブレット端末になりますと、そちらを中心にやっていくということになると思います。

国が進めておりますSociety5.0、これに向けてもしっかりとICT機器を活用していける力をつけていきたいと思っておりますので、パソコン室まで行く必要はなくなって、教室ですぐタブレットを使って授業に取り組めるということになってくると思います。

今あるパソコンについては、私のほうからは何ともお答えはできません。

○教委総務課長（宮原司） 現在あるパソコン教室につきましては、今後教室でタブレット端末を活用する方向になっていきますので、パソコン教室は今後授業をどのようにやっていくか、そこを見極めた上で、今後の検討課題としていきたいと考えております。

○6番（城森史明） 最後になりますが、その条例は決まってないわけですよね、パソコンの。

総務文教委員会が昨日開かれましたから、それ以後の予算化で決まるんじゃないんですか、なぜ9号でそれが出ているんですか。この10号でしょう、条例が採決されてその後の予算化になるんじゃないの。

○委員長（上迫正幸） 今回の補正には載ってないです。

○6番（城森史明） いや、9号に載っていたちゅうから、タブレットのそれが条例で、総務文教委員会を出ていますよね、条例制定の件。

○委員長（上迫正幸） それは9月議会でした。

○6番（城森史明） いや、今度の議会でも出てなかったけ、タブレットの……そうですか、勘違いか。

○12番（東君子） 一つすごく気になることがあるんですが、今パソコンっていうワードが出てきたんですが、学校もそういう画面を、電波ですね、浴びることが多くなって、家でもそうですし、携帯とかもそうなんですが、その辺の体の健康はどう考えていらっしゃるんですか。

○委員長（上迫正幸） その件は9月議会で終わってますので。分かりましたか。（「はい」と言う者あり）

ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結します。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第77号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、議案第77号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時44分 再開

△議案第78号 令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

次に、議案第78号令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（山口英雄） 議案第78号令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ114万4,000円を追加し、予算総額を29億3,502万円にしようとするもので、当初予算額より約4.2%の伸びとなります。

補正予算の内容は、一般管理費のシステム改修委託料の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金881万円の増と、保険料49万1,000円、繰入金717万5,000円の減で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（上迫正幸） 審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 今、言われているシステム改修の中身はどのような内容なんですか。

○福祉課長（山口英雄） システム改修の内容につきましては、3年に1回、計画策定に合わせて介護報酬改定がございますので、令和3年の報酬改定に伴うシステム改修でございます。

ただ、御承知のとおり、介護報酬の改定につきましては、現在、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会の中で検討しているところございまして、その具体的内容につきましては今後示されるものと考えております。

○9番（立石幸徳） そうすると、これは年度内にこの改修が終わればいいようなもんなんですか。

○福祉課長（山口英雄） 現在、検討している介護報酬改定につきましては、令和3年4月から

適用される部分も入っておりますので、それにつきましては、令和2年度内にシステム改修を終えている必要があるということでございます。

○9番（立石幸徳） 簡潔でいいんですけども、前々から言っている、来年度からがいわゆる第8期の介護保険事業の計画に入っていくんですが、その内容はまた保険料はじめ議案が出てからお聞きしますが、前から言われているその厚労省の追加といいたいまいしょうか、コロナが出回ってから、そのコロナ対策も事業計画に勘案してつくれと。その部分については、担当のほうは作業というか計画上の取組はどういうふうになっているわけですか。

○福祉課長（山口英雄） 現在、次期介護保険事業計画を策定作業中でございますけれども、今9番委員からございましたとおり第8期の計画の中には、新型コロナをはじめ感染症対策についての取組を記載することとか、これまでずっと言われておりました介護従事者の人材確保の関係の施策についての記載を盛り込むことといったような国からの基本指針が示されているところでございますので、そういった国からの基本指針を踏まえた上で、そういった部分も盛り込むという形で、今策定作業を進めているところでございます。

○6番（城森史明） いまいち分からなかったもので、介護報酬が変わるのでシステム改修すると。そのほかの要素がその介護報酬の要素が変わってきたから、報酬が変わるだけだったら従来のシステムでいいわけだけど、システムが変わるといことは何が変わったからそうなるんですか。改修の必要が出てくるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 報酬改定につきましては、例えばそれぞれいろんな職員体制についての加算だったりとかいろいろ内容がございます。その加算の単価が変わったりとかすれば、そのたびにシステム改修が必要となりますので、そういったことで御理解ください。

○4番（沖園強） 今回の歳出において、当然、準備基金で手当をするつもりが国県支出金に組替えを行っているわけです、財源内訳は。この財源内訳が準備基金から国県支出金に変わったその理由を教えてください。

○福祉課長（山口英雄） 今回、補正予算の中で財源内訳変更をしております。

ただいま4番委員が言われたとおり、その他財源を減額しまして、国県支出金に振り替えるということでしておりますけれども、これにつきましては、平成29年の地域包括ケアシステム強化法におきまして、高齢者の自立支援とか重度化防止等に向けた保険者の取組等を強化するために、保険者機能強化推進交付金という制度ができました。

それから、令和2年度におきましては、その保険者機能強化推進交付金に加えまして、さらに市町村の保健福祉事業とか、そういったものの取組を強化する目的から介護保険保険者努力支援交付金というのが全国規模では200億円の規模で創設されました。

今回、その両交付金が交付されましたので、両交付金につきましては、先ほど若干説明いたしましたとおり介護予防とか重度化防止のための取組に使うこと、保健事業に使うことといった使途の制約がございますので、今回その交付金を地域支援事業の財源として充当して、財源内訳変更ということで補正をお願いしたところでございます。

○委員長（上迫正幸） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第78号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、議案第78号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

△議案第79号 令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

次に、議案第79号令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（高山京彦） 議案第79号令和2年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について御説明します。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、収益的収入において、医療提供体制設備整備交付金の増に伴い医業外収益を68万7,000円追加し、収益的支出において、材料費及びマイナンバーカードを活用した健康保険証のオンライン資格確認に係るシステム導入等による経費の増並びに研究研修費の減に伴い医業費用を833万4,000円追加しようとするものです。

補正後の収支は、総収益5億9,670万1,000円に対し、総費用7億2,522万6,000円となり、1億2,852万5,000円の純損失となる見込みです。

資本的収入及び支出においては、感染症外来協力医療機関整備事業補助金の増に伴い、収入を107万4,000円追加し、補正後の収支は、収入107万4,000円に対し、支出は4,839万3,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額4,731万9,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（上迫正幸） 審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 備考欄に書いてある感染症外来協力医療機関、これは枕崎市内ではこの協力機関は幾つあるんですかね。

○健康課長（田中義文） 市内における診療検査医療機関に登録をされた医療機関数につきましては、先日の議会でも御答弁いたしました11施設というふうに伺っているところでございます。

○9番（立石幸徳） そうしますと、その11施設には全てこの県からの整備事業補助金というのが出されているわけですか。

○市立病院事務長（高山京彦） この感染症外来協力医療機関の整備事業としましては、感染症患者の外来医療を提供する医療機関が、新型インフルエンザ等の感染症の外来患者に対して、迅速で適切な医療を提供するという医療体制の強化を図るもので、令和2年度の当初の頃からの事業ですので、実際どこの病院がその時点で担っていたかというのは分かりかねますけれども、当院はそういった協力医療機関ということで、この補助金を活用したということになります。

○9番（立石幸徳） 補助金ですが、この補助金の算定といいたいまいしょうか、市立病院はこういうふうにして107万4,000円くるんですかね。そうすると、ほかのところも同額ちゅうか、この補助金の算定式はどうなっているんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 感染症に関する備品が主な基準対象経費になりますけれども、空気清浄機、フィルターつきパーティション、個人防護具、簡易的なベッド、こういったものが購入できることになります。

○9番（立石幸徳） 導入できるから導入しているんでしょうけど、その補助金は全部そういった備品とか、器具とか、そういうものの半分が補助されるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 基準額がございまして、さっき言った空気清浄機につきましては1施設当たり90万5,000円、フィルターつきパーティションにつきましては1台当たり20万

5,000円、個人防護具につきましては1セット当たり3,600円、簡易ベッドにつきましては1台当たり5万1,400円ということになっております。

○9番（立石幸徳） そうすると、その基準額を超えた分の備品とか、そういった器具を得る場合には、あと超えた分には市立病院自体で負担して、補助額は基準額の満額をもらうとこういう形で導入をしていくちゅうことですか。

○市立病院事務長（高山京彦） そのとおりでございます。

○9番（立石幸徳） 私は最後に病院に関係して、昨今といたしまししょうか、今一番コロナ対策で中心の課題、話題になっているのがワクチン対策なんですよね。当然、ワクチン接種ということになりますと、市立病院あたりを中心に本市は対応していくようなことになるんだろうと思うんですけど、ワクチン接種をどういう形で本市が進めるかということは、市立病院も一緒に入った中でいろいろ検討がされているんですか。

○健康課長（田中義文） 先日の議会でも御説明いたしましたように、自治体におけるワクチンの住民接種に向けて国から早急に体制を整えてくださいと要請されています。

具体的には、12月18日にウェブ会議により、国から全市町村に対して説明会が開催されます。その中で、委員がおっしゃるとおり医療機関接種や集団接種について要請がされるのではないかと考えています。

具体的なやり方につきましては、説明会を受けてから庁内での会議を経て検討していきたいと考えています。その対策本部の中で、医師の御意見を伺うかどうかについては検討させていただきたいと考えております。

○9番（立石幸徳） また検討ちゅうより、医者が入らないと、ワクチン接種ちなるとみんなこういうある程度健康な市民ばかりじゃないわけですよ。非常に体力のない、免疫力のない市民もたくさんおられる。ほかの病気を抱えた市民もたくさんおられる。

そういった、私、想像が付きませんが、かなり専門的な医療について詳しい方がそういうワクチン接種をですね、みんな同じような人ばかりじゃないわけですから。そういう意味ではどうしてもですね、専門家がしっかり先頭に立ってやるべき作業だと思うんですね、ここでその論議はしませんけどね。

その件だけはですね、枕崎市からワクチン接種で何かおかしい出来事が起きたとなると大変ですので、市立病院を中心にこの辺も、そういうことも想定しながら、18日のウェブ会議をしつかりと聞いて、我々にも教えていただきたいと思います。

○4番（沖園強） この材料費と経費の内訳はどうなっているんですか、実施計画の3ページ。

○市立病院事務長（高山京彦） 材料費の診療材料費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止としまして、防護服、非滅菌手袋、手指消毒等の感染予防に関する費用を計上しております。

あと経費の委託料につきましては、オンライン資格確認導入に伴うレセプトコンピューターや電子カルテシステム等の改修費用の業務委託料、手数料につきましては、各種検査やCTなどを読み込む読影料、感染性の廃棄物処理料などの増に伴って、今回計上しているところでございます。

○4番（沖園強） 今回、医業費用のほうがコロナ対策やらそうした委託料等で増えて、医業外収益も若干増えているんですけど、ただキャッシュフローから見て1号補正で1億2,000万程度の純損失ですよ。

今回の2号補正で、今のその約764万の差額なんですかね。それが加わって1億2,800万と純損失を見込んだ予算書になっているんですよ。キャッシュフローで1億3,400万の純損失を見込んでいます。

今の現時点で予測は難しい部分もあるんでしょうけど、どういう状況なんですか、市立病院の

運営状況は。

○市立病院事務長（高山京彦） 確かに外来患者数と入院患者数につきましては、減少しているところでございます。

この純損失の部分ですけれども、一般会計の繰入金を今後協議するところと、例年不用額が生じますので、不用額の部分、感染症対策に係る、国、県、補助等の活用が今後見込まれますので、そういった補助を受けられるものを申請していくような形になります。

○8番（吉嶺周作） 3ページの支出のところに、研究研修費165万減額となっているんですけど、この内容をお伺いいたします。どういった研修や研究をしているのか。

○市立病院事務長（高山京彦） これは、例年参加していたんですけども、全国学会、研修会、そういったものが全国的な新型コロナウイルス感染症の影響によりまして軒並み中止となったり、オンライン開催になったことに伴いまして、旅費部分が不用となったものを減額しているところでございます。

○8番（吉嶺周作） そういった研修会の中止による減額が165万ですよ、この580万円は何に使われるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 今後、新型コロナウイルス感染症がどうなるかは、全国的に広がっていますけれども、12月から3月、研修会等も組まれておりますので、そういった支出を見込んで予算を残しているところでございます。

○委員長（上迫正幸） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第79号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、議案第79号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

本日の審査結果については、12月16日の最終本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合せのとおり簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後0時11分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長